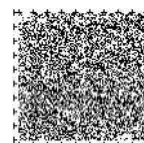


「（仮称）第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・（仮称）第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」（素案）

令和 6 年 2 月  
宇都宮市



## 目次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 障がい者・児を取り巻く社会環境の変化と課題

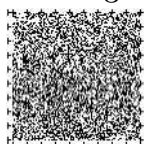
- 1 近年の障がい者・児施策の動向等について・・・・・・・・ 1
- 2 本市における状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 関係団体との意見交換会結果の概要・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の進捗状況及び評価等・・ 1
- 6 課題の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第3章 令和8年度の目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 2
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・ 4
- 3 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 7
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための  
取組に係る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び 見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 4 相談支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 5 障がい児支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27



## 第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

- 1 必須事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

## 第6章 計画の推進体制

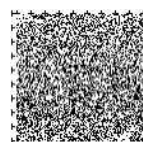
- 1 計画内容の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 3 庁外推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価・・・・・・・・ 39

## 資料編

- ・ 策定体制及び策定経過について・・・・・・・・・・・・ 39
- ・ 宇都宮市社会福祉審議会からの提言・・・・・・・・・・ 39
- ・ 利用者・事業所実態調査結果・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・ 障がい福祉サービス等の概要・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・ 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

本計画における「障害者」・「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含みます。



## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

本章1から3については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第1章 計画の概要」を準用します。

## 第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 障がい者に係る施策の経緯
- 2 本市の障がい者の状況
- 3 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の取組状況と課題
- 4 アンケート調査結果の概要
- 5 関係団体との意見交換会の結果
- 6 課題の整理と総括

本章1から6については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題」を準用します。

### 第3章 令和8年度の目標の設定

本市では、これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行についての目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、国の基本指針やこれまでの進捗状況及び現状等を踏まえ、新たに目標を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ○目標設定の背景

障がい者の入所施設において、長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことを促進するため目標設定するものです。

#### (1) 入所施設から地域生活への移行者数

##### 国の基本指針

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の **6%以上を地域生活へ移行**することを基本としています。

##### 本市の目標

これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行している。現在、本市の施設入所者は、重度の障がい者の割合が高くなっている（重度化）ことや入所期間の長期化に伴い高齢化（参考1参照）していることから、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれないが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行うとともに、在宅サービスの充実や重度に対応したグループホームの整備を促進しながら、毎年度2～3人の地域移行を見込み、令和8年度末時点の地域生活に移行する方の割合を令和4年度末の施設入所者（376人）の **3%（11人）以上地域生活へ移行**することを目標とします。

| 目標値                 | 第6期<br>(令和3～5年度)              | 第7期<br>(令和6～8年度)                      |
|---------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 国の基本方針              | 令和元年度末施設入所者数の<br>6%以上を地域生活へ移行 | 令和4年度末施設入所者数の<br><b>6%以上</b> を地域生活へ移行 |
| 宇都宮市障がい<br>福祉サービス計画 | 令和元年度末施設入所者数の<br>3%以上を地域生活へ移行 | 令和4年度末施設入所者数の<br><b>3%以上</b> を地域生活へ移行 |

## (2) 施設入所者の削減数

**国の基本指針**

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から **5%以上削減**することを基本としています。

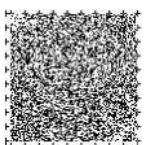
**本市の目標**

(1)と同様に、これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しており、現在の本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化している。また、短期入所などを利用しながら入所施設の空きを待つ重度の障がい者等が常にいることなども踏まえて、令和8年度末時点での施設入所者については、令和4年度末時点の施設入所者の**現状維持(376人)**とすることを目標とします。

| 目標値                 | 第6期<br>(令和3～5年度)           | 第7期<br>(令和6～8年度)                 |
|---------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 国の基本方針              | 令和元年度末施設入所者数の<br>1.6%以上を削減 | 令和4年度末施設入所者数の<br><b>5%以上</b> を削減 |
| 宇都宮市障がい<br>福祉サービス計画 | 令和元年度末施設入所者数の<br>現状維持とする   | 令和4年度末施設入所者数の<br><b>現状維持</b> とする |

**【目標達成に向けた取組】**

- ・ 地域生活への移行を促進するため、住まいの場として重要な選択肢の一つとなる、重度に対応したグループホームの整備を促進します。
- ・ 地域生活への移行が可能な対象者について、本人の意思や家庭環境、その他必要な情報を基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が共有し、個別の状況に応じて必要な支援を検討します。
- ・ 在宅生活やグループホームの利用を見据えた体験機会の場を提供します。
- ・ 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実が図られるよう取組を検討し、実施します。



## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

## ○目標設定の背景

精神障がい者の地域移行を進めるためには、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、行政を含めた地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築する必要があります。このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため目標設定するものです。

## 国の基本指針

市町村障害福祉計画においては、成果目標の設定はありません。

## 本市の目標

精神障がい者が地域へ移行し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施することを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                    | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                     |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | —                                                                   | —                                                                                                    |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施 | <u>令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施</u> |

## 【目標達成に向けた取組】

- ・ 市内精神科病院のソーシャルワーカーと意見交換の場を設定し、保健・医療・福祉関係者間の連携体制の構築を図ります。
- ・ グループホーム職員、ケアマネージャー等に、現場で携わる職員の支援力向上を目的とした研修会を開催し、精神障がい者を受け入れるための体制強化を図ります。

## 3 地域生活支援の充実

## ○目標設定の背景

地域には、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、病院、施設など、障がい者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域において整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援体制（※）の積極的な整備を推進していくことを目指すため目標設定するものです。

（※地域生活支援体制・・・国の基本指針では地域生活支援拠点等と表記していますが、

本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備の拠点づくりを目指しているため、「拠点」ではなく、「体制」と表記しています。）

## （１）地域生活支援の充実

**国の基本指針**

令和8年度末までの間、市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討することを基本としています。

**本市の目標**

本市では、地域生活支援体制を整備済みであり、地域生活支援体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、地域生活支援体制の機能充実に資するよう、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを目標とします。

| 目標値    | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                             | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針 | 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に <u>一つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討</u> | 令和8年度末までの間、市町村において <u>地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討</u> |

|                 |                                                               |                                                                                                  |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和5年度末までの間、 <u>地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討</u> | <u>地域生活支援体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、地域生活支援体制の機能充実に資するよう、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討</u> |
|-----------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 強度行動障がい有者への支援体制の充実

国の基本指針

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市の目標

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標とします。

| 目標値             | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針          | 令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して市町村または圏域において、 <u>支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</u>     |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して <u>その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</u> |

**【目標達成に向けた取組】**

- ・ 様々な地域資源の連携を強化し、地域生活支援体制の機能の充実を図るため、自立支援協議会等において、体制に係る運用状況の検証及び検討を行い、課題等を共有します。
- ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時に備え、緊急時相談支援事業を実施していきます。
- ・ 親なき後を見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業（グループホームや短期入所の体験利用）を実施します。
- ・ 各機能の充実を図ることができるよう、それらの課題に対応するため、各種取組について、十分に検討・検証を行います。
- ・ 支援体制の整備に向けて、強度行動障がい有者の支援ニーズ把握や課題の整理を行います。

## 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

## ○目標設定の背景

施設等で過ごす障がい者が地域で生活するためには、企業や官公庁等に就労し、収入を得たり社会とのつながりを構築することで自己実現をはかることが大変重要な意義をもつため、就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを通じて一般就労や就労後の職場への定着につなげられるよう、目標設定するものです。

## (1) 一般就労への移行

## 国の基本指針

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の **1.28 倍以上** とすることを基本としています。（うち、就労移行支援事業が 1.31 倍以上、就労継続支援A型事業が 1.29 倍以上、就労継続支援B型事業が 1.28 倍以上）

## 本市の目標

これまでに引き続き企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会を開催するなどの取り組みを行い、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、国の基本指針を踏まえた県の目標設定の考え方に準じ、令和2年度を除いた直近3か年の一般就労への移行実績の平均値に国の示した率を乗じた人数(91人)の **1.28 倍（117人以上（うち、就労移行支援事業が 1.31 倍以上、就労継続支援A型事業が 1.29 倍以上、就労継続支援B型事業が 1.28 倍以上）** を一般就労への移行を目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                                       | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和元年度の一般就労への移行実績の <b>1.27 倍以上（就労移行支援：1.30 倍以上、就労継続支援A型：1.26 倍以上、就労継続支援B型：1.23 倍以上）</b> | 令和3年度の一般就労への移行実績の <b>1.28 倍以上（就労移行支援：1.31 倍以上、就労継続支援A型：1.29 倍以上、就労継続支援B型：1.28 倍以上）</b>              |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和元年度の一般就労への移行実績の <b>1.27 倍以上（就労移行支援：1.30 倍以上、就労継続支援A型：1.26 倍以上、就労継続支援B型：1.23 倍以上）</b> | 令和2年度を除いた直近3か年の一般就労への移行実績の平均値の <b>1.28 倍以上（就労移行支援：1.31 倍以上、就労継続支援A型：1.29 倍以上、就労継続支援B型：1.28 倍以上）</b> |

## (2) 就労移行事業所の一般就労への移行の割合

**国の基本指針**

就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本としています。

**本市の目標**

国の基本指針に即して、就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 就労移行支援事業所のうち、令和8年度の <u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上</u> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 就労移行支援事業所のうち、令和8年度の <u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上</u> |

## (3) 就労定着支援事業の利用者数

**国の基本指針**

就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

**本市の目標**

就労移行支援事業等の利用者数の増加に伴い、平成30年度から開始された就労定着支援事業の利用者数についても増加している。今後とも、本人の状況に応じてサービス等利用計画に基づき適切な支給決定をしながら、令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績（36人）の1.41倍（51人）以上とすること目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                  | 第7期<br>(令和6～8年度)                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 <b><u>7割が就労定着支援事業を利用</u></b> | 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の <b><u>1.41倍以上</u></b> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、 <b><u>7割が就労定着支援事業を利用</u></b> | 令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の <b><u>1.41倍以上</u></b> |

## (4) 就労定着支援事業所の就労定着率

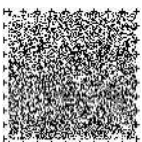
**国の基本指針**

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が**7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上**とすることを基本としています。

**本市の目標**

利用者が具体的に直面する課題や対応する事業所の動向を注視しながら、国の基本指針に準じ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における**就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上**とすることを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                            | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度末における就労定着支援事業のうち、 <b><u>就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上</u></b> | 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における <b><u>就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上</u></b> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和5年度末における就労定着支援事業のうち、 <b><u>就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上</u></b> | 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における <b><u>就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上</u></b> |



## 【目標達成に向けた取組】

- ・ 就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、就職ガイダンスや就労体験会を実施するなど、事業所における一般就労の取組を支援します。
- ・ 企業等の協力を得ながら、企業、就労希望者双方の理解を深める機会をつくることで、就労後の職場定着につなげます。

## 5 障がい児支援の提供体制の充実

## ○目標設定の背景

発達の遅れが気になる子どもや医療的ケアを必要とする子どもが増えており、こうした支援の必要な子どもが**誰一人取り残さず**適切な時期に適切な支援を**身近な地域**で受けられるよう、計画的に事業を推進するため、目標設定するものです。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

## 国の基本指針

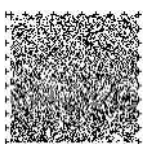
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に**少なくとも1箇所以上設置**することを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、**障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築**することを基本としています。

## 本市の目標

市においては、現在、児童発達支援センターが4箇所（市設置2、県設置2）、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制が確保されています。このため、事業者数は維持しつつ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市が設置している施設において、地域の中核的な拠点施設として高度な専門性を活かし、**民間の通所支援事業者に対して助言・支援することにより、療育の質の維持・向上を図る**ことを目標とします。

本市においては、現在、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が9箇所（市直営1、県直営1民間事業所7）あり、サービス供給体制が確保されている。このため、事業者数は維持しつつ**サービスを必要とする人が必要な支援を受けることができるよう、保育所・学校等へ理解を得ながらより一層利用促進を図る**ことを目標とします。



| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                                                                                         | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に <u>少なくとも1箇所以上設置</u> 、また、全ての市町村において、 <u>保育所等訪問支援を利用できる体制の構築</u>                                                | 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に <u>少なくとも1箇所以上設置</u> 、また、全ての市町村において、 <u>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築</u>                                            |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 市が設置している施設において、民間事業所に対し、 <u>サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援の実施</u> 、また、保育所等訪問支援事業について <u>サービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図る。</u> | ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、 <u>助言・支援により療育の質の維持・向上を図る。</u><br>・保育所等訪問支援事業について <u>サービスを必要とする人が必要な支援を受けることができるよう、保育所・学校等へ理解を得ながらより一層利用促進を図る。</u> |

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

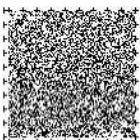
**国の基本指針**

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

**本市の目標**

本市においては、現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ3箇所で運営されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制は確保できている状況です。

今後は、新たな事業所の確保とともに、重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業者に対して助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図ることを目標とします。



| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                                            | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に <u>少なくとも1箇所以上確保</u>                 | 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に <u>少なくとも1箇所以上確保</u>              |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、 <u>児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図る。</u> | 新たな事業所の確保とともに、 <u>重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業者に対して助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図る。</u> |

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置  
国の基本指針

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

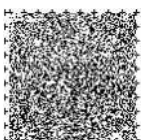
本市の目標

本市においては、医療的ケア児等の支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関・団体等との連携が確保できるよう、発達支援ネットワーク会議を協議の場として設置しております。今後は、コーディネーター数を維持しつつ、医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組むとともに、総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図ることを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                                                                            | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、 <u>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</u> | 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、 <u>保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</u> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | <u>医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組む。</u><br>また、 <u>医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。</u>                                      | ・ <u>医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組む。</u><br>・ <u>総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図る。</u>      |

## 【目標達成に向けた取組】

- ・ 早期発見・早期療育につなげるため、ICTの活用や保育所等への巡回支援専門員による訪問など、各種相談機能の充実・強化に取り組めます。
- ・ 地域の通所支援事業者の療育の質の維持・向上を図るため、児童発達支援センターは、地域の中核的な拠点施設として有する専門機能を活かし、体験見学会や研修会の実施など療育技術の支援体制の強化に取り組めます。
- ・ 保育所等訪問支援について、保育所・学校等に対し、あらゆる機会を捉え理解と利用促進に取り組めます。
- ・ 重症心身障がい児の受入れについて、通所支援事業者との意見交換等を実施し、理解促進を図りながら、受入体制の充実に取り組めます。
- ・ 医療的ケア児等を支援する関係機関等の協議の場を活用し、支援に関する問題点や支援方法の共有などを行うことにより、支援の充実強化に取り組めます。
- ・ 医療的ケア児等へのより適切な支援に向け、総合調整するための医療的ケアコーディネーターの配置の検討を含めたコーディネート機能の充実強化に取り組めます。



## 6 相談支援体制の充実・強化等

## ○目標設定の背景

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、目標設定するものです。

## (1) 相談支援体制の充実・強化

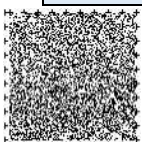
## 国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

## 本市の目標

本市においては、既に設置済みの基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携強化や質の向上など相談しやすい環境づくりに向けた取組を行うとともに、新たに整備された重層的支援体制による更なる連携強化も図りながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していくことを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                                                                       | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                                           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、 <u>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</u>                                                 | 令和8年度末までに各市町村において、 <u>総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保</u> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、 <u>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していく。</u> | 基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制において、 <u>総合的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、重層的支援体制を活用しながら関係機関等と連携を強化していく。</u>                            |



## (1) 協議会の体制確保

**国の基本指針**

令和8年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本としています。

**本市の目標**

令和8年度末までに、協議会（既存の相談支援部会）において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施することを目標とします。

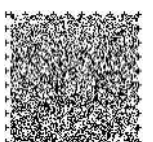
| 目標値             | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                          |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本指針          | 令和8年度末までに、協議会において、 <u>個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保</u> |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | 令和8年度末までに、（相談支援部会） <u>別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施</u>                               |

**【目標達成に向けた取組】**

- ・ 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- ・ 相談支援を実施する中で、本人や親に対して、障がい福祉サービス等についての更なる理解促進を図ります。
- ・ 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を行います。
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。
- ・ 自立支援協議会相談支援部会等を活用して、個別事例や地域における課題についての検討を行います。

**7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築****○目標設定の背景**

障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組を実施するための体制を構築する必要があるため、目標設定するものです。



**国の基本指針**

令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築することすることを基本としています。

国が想定する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

- ・ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加
- ・ 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用等
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施

**本市の目標**

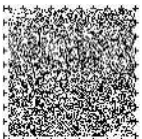
本市において、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むとともに、事業所における介護人材の確保が困難となっていることから、人材確保に向けた支援に取り組むことを目標とします。

| 目標値             | 第6期<br>(令和3～5年度)                                                         | 第7期<br>(令和6～8年度)                                                                                                        |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国の基本方針          | 令和5年度末までに、各都道府県や各市町村において、 <u>障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</u> | 令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、 <u>サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築</u>                                                             |
| 宇都宮市障がい福祉サービス計画 | <u>引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組む。</u>  | <u>引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むとともに、事業所における介護人材の確保が困難となっていることから、人材確保に向けた支援に取り組む。</u> |

**【目標達成に向けた取組】**

- ・ 障がい福祉サービス等に係る理解を深めるため、栃木県等が実施する研修等へ、職員が積極的に参加します。
- ・ 請求の過誤等を無くすため、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、必要に応じて、適宜、事業所に請求方法等についての指導を行います。

- ・ 適正な運営を行う事業所を確保するため、指導監査を適切に実施します。
- ・ 事業所における介護職員の処遇や職場環境の改善を図るなど、人材確保に向けた取組を実施します。



## 第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 P D C Aサイクルによる計画の点検・評価
- 5 新型コロナウイルス等感染症対策

本章1から4については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第6章 計画の推進体制」を準用します。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、  
思いやりの心や人と人とのふれあいが、  
ますます大切になってきています。  
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、  
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、  
ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は  
赤ちゃんからお年寄り  
ハンディキャップを  
持った人々など  
すべての市民が  
笑顔でことばを交わし  
健康でいきいきと暮らせる  
心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL (028) 632-2353

FAX (028) 636-0398

E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター

〒320-0851

栃木県宇都宮市鶴田町970番地1

TEL (028) 647-4721

FAX (028) 647-4715

E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp

